

改正

平成26年3月28日条例第15号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 次代の高松を担う子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

2 支援会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事項)

第2条 支援会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号並びに認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 高松市子ども・子育て条例（平成25年高松市条例第10号。以下「条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、条例による子どもを社会全体で健やかに育むための施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども及び子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 子ども及び子育て支援に関する活動を行う団体の代表者
- (5) 事業主団体及び労働者団体の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 支援会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 支援会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 支援会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 支援会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 支援会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 支援会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって支援会議の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 支援会議の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成25年高松市規則第33号により、平成25年6月1日から施行)

(招集の特例)

2 この条例による最初の支援会議の会議及び任期満了後における最初の支援会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年3月28日条例第15号)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「認定こども園改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 支援会議は、この条例の施行前においても、改正後の第1条第2項及び第2条第1号の規定の例により、認定こども園改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理することができる。